

市第63号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年6月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3中表の部分を次のように改める。

種 別		単 位	金 額		
土 地 占 用 料	通 路	幅員が2.5メートル以下のもの	180円		
		幅員が2.5メートルを超えるもの	720円		
	貯木場、いかだの係留場その他これらに類するもの		1平方メートルにつき1年	660円	
	電 柱	第 一 種 電 柱	1本につき1年	2,200円	
		第 二 種 電 柱		3,400円	
		第 三 種 電 柱		4,600円	
	電 話 柱	第 一 種 電 話 柱		2,000円	
		第 二 種 電 話 柱		3,100円	
		第 三 種 電 話 柱		4,300円	
	そ の 他 の 柱 類				200円
	送 電 塔			1平方メートルにつき1年	3,900円
		外径が0.07メートル未満のもの			83円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			120円

水管、ガス管、引水管、排水管、ケーブルその他の埋設し、又は架設する物件	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	180円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		240円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		350円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		470円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		830円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,200円
	外径が1メートル以上のもの		2,400円
橋りょう	幅員が2.5メートル以下のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	264円
	幅員が2.5メートルを超えるもの		900円
棧	橋		3,900円
鉄道、軌道等の用に供するもの			3,900円
工事用施設及び工事用材料置場			10,200円
その他のもの			3,720円
流水 占用料	鉱工業その他の用に供する場合		水量毎秒1リットルにつき1年

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市下水道条例別表第3の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例

による改正後の横浜市下水道条例別表第3の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

提 案 理 由

一般下水道の占用料を改定する等のため、横浜市下水道条例の一部を改正したいので提案する。